



『一步一步着実に』



新年明けましておめでとうございます。本年もむかいグループをどうぞよろしくお願ひ申し上げます。今年の干支は、のんびりマイペースのイメージがある「牛」。とても力持ちで、古くから労働力として生活に欠かせない動物でした。大変な農作業をしっかりと手伝ってくれる働きぶりから、丑年は「耐える」や「発展の前触れ」を表す年になると言われているそうです。まだまだ「我慢」が続く2021年、先を急がずコツコツと歩みを進め、将来の結果につながる道を作っていくような年にしたいですね。さて、「めがね税理士通信」2021年1・2月合併号をお届け致します。税金や経営、相続などのお役立ち情報とともに、事務所の近況もお伝えします。内容についてご質問などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

めがね税理士の厳選税務

今月はここを  
チェック！！

65万円の青色申告特別控除適用要件の変更

令和2年より大きく変更となった年末調整と同様に、令和2年分の所得税確定申告についても各種控除が変更されますが、「65万円の青色申告特別控除の適用要件」も変更されています。

改正前の65万円の青色申告特別控除適用要件

改正前に、青色申告者が65万円の青色申告特別控除受けるための要件は、次のとおりでした。

- ①不動産所得又は事業所得を生ずる事業を営んでいて、
- ②これらの所得に係る取引を正規の簿記の原則(複式簿記)により記帳しており、
- ③②に基づいて作成した貸借対照表及び損益計算書を確定申告書に添付し、青色申告特別控除の適用を受ける金額を記載して、法定期限内に申告していること。

令和2年分所得税確定申告からの追加要件

令和2年分以降の確定申告で65万円の控除を受けるためには、改正前の要件に加えて、次のいずれかの要件を満たすことが必要になります。

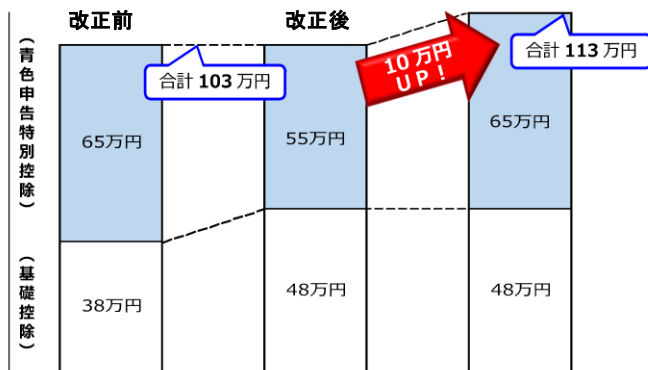
- ①「e-Taxによる申告(電子申告)」を行っている又は
- ②「電子帳簿保存」を行っている

※改正前の要件のみを満たす場合は、55万円の控除となりますが、改正後の基礎控除額48万円と合わせると改正前の控除額と同額になります。

電子帳簿保存とは

電子帳簿保存とは、一定の要件の下で帳簿を電子データのまま保存できる制度です。この制度の適用を受けるには、**帳簿の備付けを開始する日の3か月前の日までに申請書を税務署に提出する必要があります。**

【所得金額が2400万円以下の場合】



○ 10万円の青色申告特別控除を受けるための要件に改正はありませんので、これまでと同様となります。

令和3年もどうぞよろしくお願いいたします！

むかい税理士法人の杉田です。いよいよ2021年がスタートしました。去年は耐える1年でしたが、今年はその耐えた1年の努力が実を結ぶ1年になることを願っております。

弊所では、昨年末にスタッフの藤井、議所が行政書士として、石井、泉が巡回監査士補の試験に合格し、更に活躍の場を広げることになりました。

むかいグループでは今年創立10周年を迎えます！微力ではありますが、グループの一員として節目の年を迎えられることを嬉しく思っております。今後、ますますパワーアップが予想されるむかいグループを本年もよろしくお願ひいたします(^)/



この世の中、この人生、人はすべからず絶対の確信をもって力強く歩むべしといわれる。それはまことにそうだけれども、よく考えてみれば、この人の世に、絶対の絶対の確信などあり得るはずがない。だからこそ、おたがいに過ち少なく歩むために、あれこれと思い悩み、精いっぱい考える。確信ありげに見えても、ほんとうは手さぐりの人生で、まことにつつましやかなものである。持てもしない絶対の確信に酔うよりも、この心がまえで謙虚に歩むほうが、われも他人も傷つくことが少なくて、結局は最良の道になるのではなからうか。

(引用「道をひらく」松下幸之助 PHP 研究所)



### たかこサンの相続相談室



#### 『生前対策の重要性』

Aさん：私は今年70歳になりますが、安心した老後や相続をおかえるために、何か準備をしておきたいと考えています。

たかこサン：生前対策を行う上で大切なことが3つあります。

##### ①元気なうちに対策を開始する

生前対策を行うためには、判断能力が必要となります。認知症などにより判断能力が低下してしまうと、対策ができなくなる、もしくは非常に限られることとなります。

##### ②ご自分の希望をしっかりと持つ

老後の生活、相続等について、ご自分の希望をしっかりと持つことが大切です。

##### ③様々な方法を比較検討する

生前対策には、生前贈与、家族信託、生命保険、遺言、任意後見など様々な方法があります。どの方法が最適かを専門家と相談しながら検討していくことが大切です。

また、生前対策は、主に以下の3種類となります。偏りなく対策することが大切です。

##### ①認知症対策

認知症を発症すると、ご自身では財産の管理・処分ができなくなります。このような事態を避けるため「家族信託」「任意後見契約」などを用いて対策を行います。

##### ②遺産分割対策

相続が発生すると、相続人全員で遺産分割協議（遺産分けについての話し合い）を行う必要があります。揉めないようにするために「遺言書」を準備しておくといえます。

##### ③相続税対策（納税資金、節税）

「生前贈与」、「生命保険」、「不動産活用」などにより相続税の納税資金の準備や相続税の負担を軽減すること（節税）も検討します。



弊社では、お客様に合った最適な生前対策を幅広くご提案しております。まずは、お気軽にご相談ください。

お気軽にご相談ください 受付時間 9:00~21:00(平日・土日祝)

無料相続相談のご予約はこちら **0120-779-155**

## 税務セカンドオピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。

さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！

ご相談事例

- ① 相続や事業承継の対策を打ちたい
- ② 経営改善について客観的なアドバイスを受けたい
- ③ 株式や不動産の移動などの資本政策について相談したい
- ④ 税理士が高齢又は担当が税理士ではなく相談しにくい



発行元



つねに むかに

むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士事務所 / むかい行政書士法人  
むかいアドバイザリー株式会社 / 石川金沢相続サポートセンター

【代表者】税理士・行政書士 向 智大 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子  
【所在地】〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

【TEL】076-254-0301 (受付時間:平日 9:00~18:00)

【FAX】076-254-0302 【Email】[info@mukai-group.com](mailto:info@mukai-group.com)

【HP】

- むかいアドバイザリーグループ → <http://www.mukai-group.com>
- 石川金沢相続サポートセンター → <http://www.auberge-sanglier.com>
- 石川金沢家族信託サポートセンター → <https://kanazawa-kazokushintaku.com>